

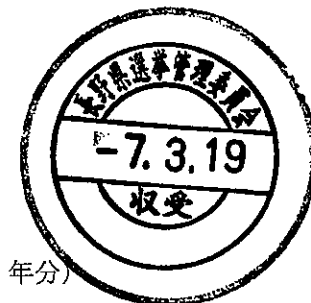
第7号様式

(その1)

収 支 報 告 書

(令和 6 年分)

(令和 年 月 日開催分)



1 政治団体の名称 ふ り が な ながのけんほんだ こうえんかい 長野県本田あきこ後援会

2 主たる事務所の所在地 松本市旭2丁目10番15号

3 代表者の氏名 浦 沢 昌 徳

4 会計責任者の氏名 藤 森 和 良

政治団体の区分
☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名	道家 進司
(電話)	0263-38-1235

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

6 年整理番号 10160

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

1 収支の総括表

1 収支の総括表

2 収入項目別金額の内訳

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目			金 額									備 考
1 経 常 経 費			十億		百万			千			円	
(1) 人 件 費 a											0	
(2) 光 熱 水 費 b											0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 c									6	6	0	
(4) 事 務 所 費 d											0	
小 計 A (a + b + c + d)									6	6	0	
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費 e											0	
(2) 選 挙 関 係 費 f											0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 g (h + i + j + k)											0	
ア 機関紙誌の発行事業費 h											0	
イ 宣 伝 事 業 費 i											0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費 j											0	
エ そ の 他 の 事 業 費 k											0	
(4) 調 査 研 究 費 l											0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金 m											0	
(6) そ の 他 の 経 費 n											0	
小 計 B (e + f + g + l + m + n)											0	
合 計 A + B									6	6	0	

(備考) 1 g 欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 17 日

政治団体の名称 長野県本田あきこ後援会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名 藤森 和良

印



（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。